

竜王町道路ストックマネジメント計画策定支援業務に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、竜王町道路ストックマネジメント計画策定支援業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための、各種手続、要件および審査等の内容について、必要な事項を定めるものとする。

2 委託の概要

(1) 委託の名称

竜王町道路ストックマネジメント計画策定支援業務

(2) 委託の内容

別紙「竜王町道路ストックマネジメント計画策定支援業務特記仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。なお、仕様書内で規定した委託する業務の内容は、道路ストックマネジメント計画の検討に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 10 年 3 月 24 日までとする。

3 見積上限額

15,000 千円（消費税および地方消費税を含む。）

4 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 滋賀県内に本店または営業所がある者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者
- (3) 令和 8 年度竜王町入札参加資格有資格者名簿に登録されている者
- (4) 契約締結までの間のいずれの日においても、竜王町建設工事等指名停止基準による指名停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められるものでないこと。

- (6) 自社または自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員およびそれらの利益となる活動を行っている者でないこと（落札者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出および当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）。
- (7) 国税（消費税等を含む）および地方税を滞納していないこと。
- (8) 地方公共団体が発注した道路施設に係る計画の策定に関する業務を受託し、完了した実績があること。

6 スケジュール

内容	日程
町ホームページへの公告（仕様書等の公表）	令和8年8月28日（金）
質問書の提出期限	令和8年9月8日（火）
質問に対する回答	令和8年9月11日（金）
参加申込書の提出期限	令和8年9月18日（金）
企画提案書等の提出期限	令和8年10月2日（金）
プレゼンテーション	令和8年10月15日（木）
結果通知	令和8年10月20日（火）予定
契約締結・業務開始	令和8年10月28日（水）予定

※スケジュールは予定であり、町の都合により変更する場合がある。

7 公告

- (1) 公告開始日
令和8年8月28日（金）
- (2) 公告方法
竜王町ホームページへの掲載
URL <https://www.town.ryuoh.shiga.jp>

8 質問および回答

本プロポーザルに関する質問および質問に対する回答は、次のとおり行うものとする。

- (1) 受付期間
令和8年8月28日（金）から令和8年9月8日（火）まで
9時00分から17時00分まで
- (2) 提出方法
質問書（様式1）に質問箇所と内容を記載し、末尾に示す担当部署宛てに電子メ

ールで送付するものとする。質問書（様式1）の質問記入欄については適宜追加して差し支えない。電子メールの標題は「プロポーザル質問（事業者名）」とすること。電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

なお、電子メール送信後、確認のため、電話による連絡をすること。

(3) 回答

提出された全ての質問とその回答は、質問者の名前を伏せて質問回答書に取りまとめ、令和8年9月11日（金）までに町ホームページに掲載するものとする。

9 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加者を希望する事業者は、次の書類を提出すること。

- (1) 提出書類 プロポーザル参加申込書（様式2）
- (2) 提出期限 令和8年9月18日（金）17時00分必着
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出場所 末尾に示す担当部署
- (5) 提出方法 電子メールまたは郵送
(電子メールの場合は確認のため電話による連絡行い、郵送の場合は電話での到達の確認を行うこと。)

10 企画提案書等の提出

企画提案書等については、次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年10月2日（金）15時00分必着
- (2) 提出書類
 - ①企画提案書等提出書（様式3）
 - ②企画提案書（任意様式）
 - ア 企画に係るテーマ、コンセプトを明確にすること。
 - イ 社会情勢を踏まえるとともに、竜王町の現状を踏まえた提案をすること。
 - ウ 上位計画、関連計画等との関連性を踏まえ、整合性がとれた計画となる提案をすること。
 - エ 計画策定後、実現性・実効性・活用性のある計画となる提案をすること。
 - オ 自社独自の経験や技術を活かした有益で画期的な提案をすること。
 - カ 原則A4版で提出し、文字サイズは12ポイント以上とすること。提案書の枚数は特に設けないが、上記項目について簡潔に記載し、審査を行う際に負担とならない程度の枚数とすること。
 - ③業務実施体制（様式4）
 - ④業務受託実績調書（様式5）
 - ⑤配置予定管理技術者業務受託実績調書（様式6）

ア 管理技術者に係る業務受託実績調書を提出すること。

⑥業務フローチャートおよびスケジュール（任意様式）

ア 様式、規格は任意とするが、提出時の大きさはA4規格とすること。

⑦見積書（任意様式）

ア 見積金額、消費税および地方消費税、合計額を記載すること。

イ 消費税および地方消費税は10%で計算すること。

ウ 見積金額の明細（仕様書の業務内容の項目等記載すること。）を記載すること。

(3) 提出部数 11 部（正本1部、副本10部）

(4) 提出場所 末尾に示す担当部署

(5) 提出方法 郵送または直接持参

①郵送の場合は、簡易書留郵便により提出するとともに、書類を郵送した旨を電話で連絡すること。

②直接持参の場合の受付は、平日の9時00分から17時00分までとする。

11 審査概要

提案のあった企画提案書等について、当課が設定した基準に基づいて公正かつ厳正に書類審査およびプレゼンテーション審査を実施し、契約締結交渉相手方を1者選定するものとする。

(1) 書類審査

①提出された全ての提案について、次のとおり形式要件を満たしているか審査を行う。

ア 「5 参加資格」に掲げる参加資格を満たしているかどうか。

イ 「10 企画提案書等の提出」に掲げる書類が揃っているかどうか。

②この基準を満たしていない提案については、「(2) プレゼンテーション審査」に参加することはできない。

(2) プレゼンテーション審査

①「(1) 書類審査」を経た提案について、各事業者においてプレゼンテーションを行う。審査は次に定める基準に基づいて行い、総合点が最も高い者を契約締結交渉の相手方として選定する。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者とはしない。

②プレゼンテーション、質疑に対する回答等は本業務に従事する管理技術者が行うこと。

③プレゼンテーション審査は、令和8年10月15日（木）に行う予定である。詳細については、後日、通知する。

【評価項目および評価点（100 点満点）】

評価項目	評価事項	審査の着眼点	評価点
基礎項目	業務実績	業務を遂行するための実績を有しているか。	5
	人員体制	業務を遂行するにあたり、専任の担当を配置するなど、円滑かつ確実な業務の遂行が可能か。	5
企画提案内容	取組方針・業務理解度	本業務の目的および課題について、明確かつ理解した提案となっているか。	5
	スケジュール	スムーズでかつ無理のないスケジュールとなっているか。	5
	視点・方向性の的確性	社会情勢および本町の現状を的確にとらえ、本町の現状を踏まえた提案となっているか。	15
	現状把握	現状把握は AI 等を活用した新技術等を活用したもの等、工夫されたものとなっているか。	10
	計画の役割・位置付け	計画の役割や位置付けの考え方について、既存計画との整合性について確認・整理した提案となっているか。	10
	実現性・実効性	策定後の計画において、実現性があり、また実効性が確保された提案となっているか。	15
	企画力	自社の経験や技術を活かした有益で画期的な提案となっているか	15
プレゼンテーション	取組・提案姿勢	説明に取組意欲が感じられ、全体的に的確かつ簡潔な説明および回答がされたか。	5
実施金額	見積金額	実施金額は妥当なものでかつ効率的な提案となっているか。 【計算方法】 $A / B \times 5$ （小数点以下切捨） A・・・全提案中最低見積金額 B・・・当該提案者見積金額	10

12 相手方決定方法

審査会で決定された契約予定者と企画提案書等の詳細な内容について協議を行い、竜王町財務規則に基づき予定価格の範囲内で契約を締結する。この際、企画提案書の内容を一部変更することもある。

13 結果通知

審査結果については、全ての参加者に文書により通知するものとする。

14 その他

次の事項に留意すること。

- (1) 提出された書類について、修正等は認めない。
- (2) プロポーザルへの参加報酬はない。また、参加に要する経費は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等の提出書類は返却しない。
- (4) 1社1提案とする。

<担当部署>

〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地
竜王町建設計画課（担当：西田）

TEL 0748-58-3716 FAX 0748-58-2646

E-Mail kensetsu@town.ryuoh.shiga.jp